

国官技第 379 号
平成 28 年 3 月 31 日

各地方整備局 企画部長
北海道開発局 事業振興部長 } 殿

大臣官房技術調査課長
(公印省略)

コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について

コンクリート副産物の再生利用に関しては、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」(平成 6 年 4 月 11 日付け建設省技調発第 88 号)を通知しているところであるが、このたび「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」を別途のとおりとりまとめたので、通知する。

なお、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」(平成 6 年 4 月 11 日付け建設省技調発第 88 号)は廃止する。

事務連絡

平成28年3月31日

各地方整備局企画部 技術管理課長

技術調査課長

北海道開発局 事業振興部長 技術管理課長補佐

内閣府沖縄総合事務局開発建設部 技術管理課長

国土交通省大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準の運用について

コンクリート副産物の再生利用に関しては、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について」（平成28年3月31日付け国官技379号）を通知したところであり、下記のとおり運用されたい。

記

1. 特記仕様書への記載

平成28年4月1日以降に手続きを開始する、材料にコンクリート、道路用路盤材又は埋め戻し裏込め材を用いる工事について、原則として、特記仕様書に以下の文章を記載する。

○特記仕様書の記載例

第◇条 コンクリート副産物から再生された資材について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

再生骨材コンクリートの使用について

【これまで(H27以前)】

○土木工事共通仕様書(案)

・レディーミクストコンクリート

「JIS A5308レディーミクストコンクリート」を適用することを規定

(参考)「JIS A5308附属書 レディーミクストコンクリート用骨材」の記載

レディーミクストコンクリート用骨材について、再生骨材は、「コンクリート再生骨材H」のみ。

・骨材

再生骨材は、「コンクリート再生骨材H」のみ規定。

⇒ 再生コンクリート骨材M、Lを使用する基準がなく、活用されていなかった状況

【H28. 4. 1以降】

○コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について(H28.3.31)

再生コンクリート骨材M、Lの使用範囲を規定。

【使用範囲】

(再生骨材Mを用いたコンクリート)

・無筋コンクリート部材(例:重力式擁壁、道路付属物基礎、根固めコンクリート等)

・構造体でない部位(例:捨てコンクリート、均しコンクリート、裏込めコンクリート等)

※鉄筋コンクリート部材についても、定期的な品質管理がなされていれば一部使用可能。

(再生骨材Lを用いたコンクリート)

・構造体でない部位(例:捨てコンクリート、均しコンクリート、裏込めコンクリート等)

○併せて、土木工事共通仕様書(案)より優先する特記仕様書に、本品質基準により、再生骨材M、Lを使用できることを記載。

⇒ 再生コンクリート骨材M、Lを使用する基準が明確化され、活用される環境を整備